

サイバーセキュリティ戦略本部
研究開発戦略専門調査会
第4回会合 議事概要

1 日時

平成28年6月2日(木) 15:00~16:40

2 場所

フレンドビルディング7階 大会議室

3 出席者(敬称略)

- | | | |
|---------|--------|---|
| (会長) | 後藤 滋樹 | 早稲田大学理工学術院 教授 |
| (委員) | 上野 裕子 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 経済・社会政策部 主任研究員 |
| | 小松 文子 | 長崎県立大学 教授 |
| | 小山 覚 | NTTコミュニケーションズ株式会社 情報セキュリティ部 部長 |
| | 神成 淳司 | 慶應義塾大学 准教授 |
| | 名和 利男 | 株式会社サイバーディフェンス研究所 専務理事/上級分析官 |
| | 松原 実穂子 | パロアルトネットワークス株式会社 チーフセキュリティオフィサー ジャパン |
| | 宮地 充子 | 大阪大学大学院工学研究科/ 北陸先端科学技術大学院大学 教授 |
| (外部発表者) | 奈良 由美子 | 放送大学 教養学部 教授 |
| | 瓜生 和久 | 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 情報セキュリティ政策室 室長 |
| | 道方 孝志 | 総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室 課長補佐 |
| (事務局) | 高見澤 將林 | 内閣サイバーセキュリティセンター長 |
| | 永井 達也 | 内閣審議官 |
| | 谷脇 康彦 | 内閣審議官 |
| | 三角 育生 | 内閣参事官 |
| | 阿蘇 隆之 | 内閣参事官 |
| | 結城 則尚 | 企画官 |

佐々木 良一 サイバーセキュリティ補佐官
徳田 英幸 サイバーセキュリティ補佐官

(オブザーバー) 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室
内閣官房内閣情報調査室
内閣府
警察庁
文部科学省
防衛省

4 議事概要

(1) リスクと「多様な主体」について

資料 3 に沿って奈良教授より発表。

(2) IoT セキュリティガイドライン (案) について

資料 4、資料 5 に沿って、経済産業省、総務省より発表。その後、委員から以下のような意見が述べられた。

○ (小山委員)

本ガイドラインに関し、総務省と経済産業省が連名で取り組むのは大変に意味がある。また、本ガイドラインは立てつけが非常に重要である。現状は汎用性の高いものになっているが、別途、業界ごとのシステムに特化したガイドラインが作成されることを想定しており、一階建ての構造をイメージしている。

○ (徳田サイバーセキュリティ補佐官)

本ガイドラインは五つの大きな枠組にまとめられており、メッセージ性が高く覚えやすいと思われる。

希望としては、タイムリーな英語化を行っていただきたい。また、他の関係省庁も巻き込み、日本の国際競争力を担保しつつ動きをとめずに推進いただきたい。

○ (佐々木サイバーセキュリティ補佐官)

本ガイドラインが一つのたたき台になり、従来とは異なる議論が始まると思う。これを実際に役立てるには、業界個別のガイドラインが必要であり、

個別のガイドラインを実際に役に立てるには、奈良教授の講義にあったリスク評価やリスクコミュニケーションを取り入れ、どこまでやるのかを考慮する必要がある。

本ガイドラインは望まれる事項が多数書かれているが、実現するとなると費用がかかる事項や、セキュリティもよくなるが使い勝手は悪くなる事項もあるので、そのあたりの解決を図る仕組みをこれから考えていく必要がある。

○（神成委員）

本ガイドラインは万遍なく書かれているが、情報の改ざんや誤情報に対するリスクを考えると、データの所有者・責任分界・保証範囲について今後議論が必要と考える。

データの所有権や責任分界について、各分野別の詳細を検討する前に、共通的部分を明確化するなど、少なくとも議論の要点の列挙や整備が必要である。

医療情報のデータの利活用やデジタル化も推進されているが、個人情報に関しては、国が定める法令とは別に各地方公共団体では条例がネックとなり、データの利活用ができないという状況は懸念事項と言える。

○（松原委員）

今後、関係機関からそれぞれガイドラインや枠組が発行されるが、各文書で異なる民間への要請・表現になれば民間事業者が混乱する可能性もあるため整理いただけるとよい。また、国境をまたいでつながる IoT システムのセキュリティを確保するためには、グローバルとの連携が必要なため、海外の政策・法制度についてもマッピングしていただけると助かる。

また、セキュリティ・バイ・デザインや任務保証を追求する場合、人命にかかわる重要インフラとそれ以外の IoT システムでは達成の緊急性に大きな差があるため、コストや販売価格に伴う国際市場での競争力も含めた考慮が必要である。

○（宮地委員）ガイドラインをどのように普及させるのが難しい点であり、重要である。ボリュームが多いので、海外向けには要点がシンプルで読みやすくなっているとよい。

○（名和委員）本ガイドラインに関して、「日本再興戦略改訂 2015」との結びつきがどのようになっているのか、明確になっていると好ましい。

- （小松委員）本ガイドラインについて、指針の記載のレベル感に具体的なものと抽象的なものとバラツキがあるので、今後の改版の中で改善されることに期待する。また、通常のシステムとIoTシステムでの違うところを強調するとよいと考える。

(3) IoTセキュリティ検討のための一般的枠組（案）について

資料6、資料7に沿って、事務局より発表。その後、委員による自由討議が行われた。委員から以下のような意見が述べられ、それに対し事務局が説明を行った。

- （上野委員）「一般的枠組」という資料名や目的・想定読者について、何を示している文書なのかわかりづらい。本文や別紙で補足説明をつけると使いやすくなると考える。
- （小松委員）「一般的枠組」の資料に、とても感激した。基本方針や取組方針について、熟慮されている印象を受けた。但し、「性能要求と仕様要求の適切な適用」などは、もう少し説明を加えて頂くとわかりやすくなると考える。
- （徳田補佐官）「IoTシステムに関する責任分界点、情報所有者を明確化する」という要件に関連して、パーソナルなデータを扱う場合、プライバシー保護やプライバシー・バイ・デザイン、データの所有者やデータの機密性確保などの議論がこの資料のどこかに含まれるとよいと感じた。
- （宮地委員）英語化するという事でいろいろな国の方がこの資料を参照することとなる。プライバシーについては、シンガポール、日本、ヨーロッパなどで基準が異なる。他国で利用される製品などでは、各国のプライバシー基準を守る必要があると記載したほうがよいと考える。

以上